

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び白山市景観条例（平成22年白山市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の意義の例による。

(工作物)

第3条 条例第2条第4号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 煙突
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお、架空電線路用のもの並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に掲げる電気事業者及び同項第12号に掲げる卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）
- (3) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 擁壁
- (6) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- (7) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- (8) メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- (9) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (10) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- (11) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他処理施設
- (12) 築造面積が300平方メートルを超える自動車車庫の用に供する立体的な駐車施設
- (13) 門、塀その他これらに類するもの

(景観計画の軽微な変更)

第4条 条例第9条第2項の規則で定める軽微な変更は、景観計画に記載のある地域の名称の変更に伴う変更その他景観計画に定められた重要な事項に影響を与えない変更とする。

(景観計画区域内における行為の届出等)

第5条 条例第12条第1項の法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書(様式第1号)による。

2 条例第12条第1項の法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(様式第2号)による。

3 条例第12条第2項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書(様式第3号)による。

4 第1項若しくは第2項に規定する届出書又は前項に規定する通知書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。

(届出又は通知を要しない行為)

第6条 条例第12条第4項第3号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第3項若しくは第16条第3項の規定による認可を受けて執行する公園事業、同法第20条第3項本文、第21条第3項本文若しくは第22条第3項本文の規定による許可を受けて行う行為又は同法第68条第1項後段の規定による協議に係る行為

(2) ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年石川県条例第16号)第121条第4項本文若しくは第169条第4項本文の規定による許可を受けて行う行為、同条例第126条第1項後段の規定による協議に係る行為又は同条例第165条第3項の規定による認可を受けて執行する公園事業

(3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項本文、第127条第1項本文又は第139条第1項本文の規定による届出に係る行為

(4) 石川県文化財保護条例(昭和32年石川県条例第41号)第14条第1

項本文若しくは第35条第1項本文の規定による許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項本文（同条例第36条において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る行為

(5) 白山市文化財保護条例（平成17年白山市条例第109号）第8条第6号の規定による届出に係る行為又は同条例第14条第1項の規定による許可を受けて行う行為

2 条例第12条第4項第4号の規則で定める工作物は、第3条各号に掲げる工作物以外の工作物とする。

3 条例第12条第4項第5号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

(2) 建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

(3) 工作物の新設、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの

(4) 別表第2の左欄及び中欄に掲げる行為の種類及び地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模のもの

（景観形成基準の適合通知）

第7条 市長は、条例第12条第1項の届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合していると認めるときは、その旨を景観形成基準適合通知書（様式第4号）により、当該届出をした者に対し通知するものとする。

2 条例第12条第1項の届出をした者は、前項の規定による通知を受けたときは、法第18条第1項の規定にかかわらず、当該届出に係る行為に着手することができる。

（立入検査等をする職員の身分証明書）

第8条 法第17条第8項の規定による立入検査又は立入調査をする職員の身分を示す証明書は、様式第5号による。

（景観重要建造物等の指定の通知）

第9条 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による景観重要建造物等

の指定の通知は、景観重要建造物等指定通知書（様式第6号）による。

（景観重要建造物等の標識の設置）

第10条 法第21条第2項又は第30条第2項の規定による景観重要建造物等の指定の表示の標識（以下「標識」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物等の文字
- (2) 指定番号
- (3) 指定年月日
- (4) 白山市の表示

2 標識は、周囲の景観と調和する色彩、意匠及び形態とし、景観重要建造物等の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

（景観重要建造物等の現状変更の許可の申請）

第11条 法第22条第1項又は第31条第1項の規定による許可の申請は、景観重要建造物等現状変更許可申請書（様式第7号）による。

（景観重要建造物等の所有者等の変更等の届出）

第12条 条例第19条第1項の規定による届出は、景観重要建造物等の所有者等変更届出書（様式第8号）による。

2 条例第19条第2項の規定による届出は、景観重要建造物等滅失（き損）届出書（様式第9号）による。

（景観重要建造物等の管理の方法の基準）

第13条 条例第21条第1項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (3) 景観重要建造物が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要建造物の滅失又はき損を防ぐ措置を講ずること。
- (4) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。

(5) 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件に存する樹木については、次項各号に掲げる基準に準じて管理すること。

2 条例第21条第2項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その生育の状況を定期的に点検すること。

(3) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

(景観重要建造物等の指定の解除の通知)

第14条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による景観重要建造物等の指定の解除の通知は、景観重要建造物等指定解除通知書(様式第10号)による。

(公共事業景観形成指針の軽微な変更)

第15条 条例第24条第4項の規則で定める軽微な変更は、公共事業景観形成指針に定められた重要な事項に影響を与えない変更とする。

(景観まちづくり協議会の届出)

第16条 条例第27条第2項の規定による届出は、景観まちづくり協議会届出書(様式第11号)による。

2 景観まちづくり協議会届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 協議会の組織及び活動の趣旨を記載した書面

(2) 協議会の活動区域の位置及び範囲を示す図面

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(景観まちづくり計画の提案)

第17条 条例第28条第1項の規定による景観まちづくり計画の提案は、景観まちづくり計画提案書(様式第12号)による。

2 景観まちづくり計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 土地利用に関する事項
- (2) 当該地区に所在する施設に関する事項
- (3) 建築物等の位置、構造、規模、意匠及び形態に関する事項
- (4) 維持管理の方法に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(景観まちづくり協定の締結)

第18条 景観まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、景観まちづくり協定（以下「協定」という。）の締結に当たっては、景観まちづくり協定申請書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

2 景観まちづくり協定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 景観まちづくり計画の対象区域（以下「協定区域」という。）の位置及び範囲を示す図面
- (2) 景観まちづくり計画書
- (3) 協定区域に住所を有する者及び当該区域に土地若しくは建築物等を所有し、又はこれらを使用することができる権利を有する者のうち、8割以上の者の合意があることを証する書面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(協定の変更等)

第19条 条例第30条第1項の規定による協定の変更の申請は、景観まちづくり協定変更申請書（様式第14号）による。

2 景観まちづくり協定変更申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 協定区域の位置及び範囲を示す図面（協定区域を変更した場合に限る。）
- (2) 変更後の景観まちづくり計画書
- (3) 変更後の協定区域に住所を有する者及び当該区域に土地若しくは建築物等を所有し、又はこれらを使用することができる権利を有する者のうち、8割以上の者の合意があることを証する書面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第30条第2項の規定による協定の廃止の届出は、景観まちづくり協定廃止届出書（様式第15号）による。

4 景観まちづくり協定廃止届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 景観まちづくり計画の廃止について、協定区域に住所を有する者及び当該区域に土地若しくは建築物等を所有し、又はこれらを使用することができる権利を有する者のうち、過半数の者の合意があることを証する書面

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(協定の軽微な変更)

第20条 条例第30条第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 協定の名称の変更

(2) 協定を締結した協議会の名称の変更

(3) 協定を締結した協議会の代表者の変更

(4) 協定を締結した協議会の代表者の氏名及び住所の変更
(景観審議会の会長及び副会長)

第21条 条例第36条第1項の白山市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第22条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(意見の聴取等)

第23条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、

その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第5条から第15条までの規定は、平成23年4月1日から施行する。

(白山市美しいまちづくり協議会規則及び白山市まちなみ景観条例施行規則の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 白山市美しいまちづくり協議会規則(平成17年白山市規則第134号)
- (2) 白山市まちなみ景観条例施行規則(平成17年白山市規則第135号)

別表第1（第5条関係）

行為の種類	図書の種類	図書の規格	図書の記載事項
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更（以下「建築等」という。）又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更（以下「建設等」という。）	行為の制限に関する措置状況（景観形成チェックシート）	別に定める様式	白山市景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容を示すもの
	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	縮尺100分の1以上	方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置、既存樹木等の位置、植栽計画及び排水施設
	立面図（建築物又は工作物の彩色が施された4面以上のもの）	縮尺50分の1以上	各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種別、広告物件並びに色彩（マンセル値を表示したもの）
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
	その他図書		参考となるべき事項
都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）	行為の制限に関する措置状況（景観形成チェックシート）	別に定める様式	白山市景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容を示すもの
	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の境界線、切土及び盛土の位置、排水施設その他主要構造物の位置、土地利用計画並びに遮へい施設等の位置
	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（法の ^り 高、切土、盛土及び排水施設その他主要構造物を表示したもの）並びに排水施設その他主要構造物の断面
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
	その他図書		参考となるべき事項

備考

- 1 その他図書は、市長が必要と認める場合に添付するものとする。
- 2 第5条第2項の届出書に添付する図書は、変更しようとする事項に係る図書とする。
- 3 行為の規模が大きいため図書の規格欄に定める縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。
- 4 添付する必要がないと市長が認める図書は、これを省略することができる。

別表第 2（第 6 条関係）

行為の種類	地域	規模
建築物の建築等	景観計画区域（重要区域、特別地域及び重点地区を除く。以下この表において同じ。）	建築物の高さ（増築又は改築にあつては当該増築後又は改築後の高さ、工作物と一体となって設置される場合にあつては当該工作物を含んだ高さ。以下この表において同じ。）が 13 メートル以下で、かつ、建築面積（増築又は改築にあつては、当該増築後又は改築後の建築面積。以下この表において同じ。）が 1,000 平方メートル以下のもの
	重要地域（特別地域及び重点地区を除く。以下この表において同じ。）	建築物の高さが 13 メートル以下で、かつ、建築面積が 500 平方メートル以下のもの
	特別地域（重点地区を除く。以下この表において同じ。）	建築物の高さが 10 メートル以下で、かつ、建築面積が 200 平方メートル以下のもの
工作物の建設等	景観計画区域及び重要地域	工作物の高さ（増築又は改築にあつては当該増築後又は改築後の高さ、建築物と一体となって設置される場合にあつては当該建築物を含んだ高さ。以下この表において同じ。）が 13 メートル以下のもの
	特別地域	工作物の高さが 10 メートル以下のもの
開発行為	景観計画区域	開発区域（都市計画法第 4 条第 13 項に規定する開発区域をいう。以下この表において同じ。）の面積が 1 ヘクタール以下のもの
	特別地域	開発区域の面積が 3,000 平方メートル以下のもの
	重点地区	開発区域の面積が 1,500 平方メートル以下のもの

備考

建築物の高さは地盤面から当該建築物の最高部（避雷針等を除く。）までの高さとし、工作物の高さは地盤面から当該工作物の最高部（避雷針等を除く。）までの高さとする。

様式第1号（第5条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

（あて先）白山市長

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

景観法第16条第1項の規定により関係図書を添えて届け出ます。

1	行為の場所		地名及び地番	白山市			
			地域の別	<input type="checkbox"/> 重要地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）（ ） <input type="checkbox"/> 重点地区（ ）			
2	(1)建築物の 建築等	内 容		新築・増築・改築・移転、外観の変更（修繕 模様替・色彩の変更）			
		用 途					
		区 分		届出部分	既存部分	合 計	
		敷地面積		m ²	m ²	m ²	
		建築面積		m ²	m ²	m ²	
		延べ面積		m ²	m ²	m ²	
		外観面積		m ²	m ²	m ²	
		高 さ		m	m	m	
		色 彩		外観	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）		
				屋根	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）		
		許可等を取得する他法令の名称					
届出対象行為の種類及び設計又は施行方法	(2)工作物の 建設等	内 容		新築・増築・改築・移転、外観の変更（修繕 模様替・色彩の変更）			
		種 類					
		区 分		届出部分	既存部分	合 計	
		敷地面積		m ²	m ²	m ²	
		高 さ		m	m	m	
		色 彩		色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）			
		許可等を取得する他法令の名称					
(3)開発行為	開発面積		擁壁又は法面の高さ及び長さ				
	m ²		高さ	m	長さ	m	
	許可等を取得する他法令の名称						

(裏)

3 その他の参 考事項				
4 景観形成の ために特に配 慮した事項				
5 行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
6 届出内容の 照会先	住 所			
	氏 名		電話	() -
※受付欄				
※ 処理年月日	景観形成基準 適合通知	勸 告	公 表	変 更 命 令
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

備考

- 1 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。
- 2 該当する口にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- 3 ※欄は、記入しないでください。

様式第2号（第5条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

（あて先）白山市長

届出者 住所

氏名

印

電話番号

景観法第16条第2項の規定により関係図書を添えて届け出ます。

1 景観計画区域内における行為の届出書受付番号	年 月 日 第 号			
2 行為の場所	地名及び地番	白山市		
	地域の別	<input type="checkbox"/> 重要地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）（ ） <input type="checkbox"/> 重点地区（ ）		
3 設計又は施行方法の変更の概要	変更前		変更後	
4 変更理由				
※受付欄				
※ 処理年月日	景観形成基準 適合通知	勸 告	公 表	変 更 命 令
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

備考

- 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。
- 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- ※欄は、記入しないでください。

様式第3号（第5条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

（あて先）白山市長

通知者 住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

白山市景観条例第12条第2項後段の規定により関係図書を添えて通知します。

1	行為の場所		地名及び地番	白山市				
	地域の別		<input type="checkbox"/> 重要地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）（ ） <input type="checkbox"/> 重点地区（ ）					
2	通知対象行為の種類及び設計又は施行方法	(1)建築物の建築等	内 容	新築・増築・改築・移転、外観の変更（修繕 模様替・色彩の変更）				
			用 途					
			区 分	届出部分	既存部分	合 計		
			敷地面積	m ²	m ²	m ²		
			建築面積	m ²	m ²	m ²		
			延べ面積	m ²	m ²	m ²		
			外観面積	m ²	m ²	m ²		
			高 さ	m	m	m		
			色 彩	外観	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）			
				屋根	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）			
			許可等を取得する他法令の名称					
			(2)工作物の建設等	内 容	新築・増築・改築・移転、外観の変更（修繕 模様替・色彩の変更）			
				種 類				
区 分	通知部分	既存部分		合 計				
敷地面積	m ²	m ²		m ²				
高 さ	m	m		m				
色 彩	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）							
許可等を取得する他法令の名称								
(3)開発行為	開発面積	擁壁又は法面の高さ及び長さ						
	m ²	高さ	m	長さ	m			
	許可等を取得する他法令の名称							

(裏)

3 その他の参 考事項								
4 景観形成の ために特に配 慮した事項								
5 行為の期間	着手予定日	年	月	日	完了予定日	年	月	日
6 通知内容の 照会先	住 所							
	氏 名				電話	()	-	
※受付欄								

備考

- 1 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

白山市長

印

景観形成基準適合通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、白山市景観計画に定められた景観形成基準に適合していると認められるので、通知します。

様式第5号（第8条関係）

（表）

第 号	身分証明書
	所 属 職氏名
上記の者は、景観法第17条第8項の規定による立入検査又は立入調査を行う職員であることを証明します。	
年 月 日発行	
白山市長	印

（裏）

景観法(抜粋)
(変更命令等)
第17条 略
2～6 略
7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合には、これを提示しなければならない。
9 略

様式第6号（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

白山市長

印

景観重要建造物等指定通知書

景観法〔第19条第1項〕
〔第28条第1項〕の規定により、次の〔建造物〕を〔景観重要建造物〕
〔樹木〕を〔景観重要樹木〕
に指定したので通知します。

建造物の名称・樹木の樹種		
建造物・樹木の所在地		
指定番号		第 号
指定年月日		年 月 日
所有者	住所	
	氏名	
指定の理由となった外観・樹容の特徴		
景観法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲（建造物の場合）		

様式第7号（第11条関係）

景観重要建造物等現状変更許可申請書

年 月 日

（あて先）白山市長

申請者 住所
氏名
電話番号

㊟

〔景観重要建造物
景観重要樹木〕の現状変更の許可を受けたいので、景観法〔第22条第1項
第31条第1項〕の

規定により、次のとおり申請します。

建造物の名称・樹木の樹種	
建造物・樹木の所在地	
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
現状変更行為の種類	
現状変更行為の場所	
現状変更行為の設計又は施行方法	
現状変更の理由	
設計者の住所及び氏名 (景観重要建造物の現状変更の場合)	
施工者の住所及び氏名	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

備考

- 1 申請者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。
- 2 次に掲げる図書を添付してください。
 - (1) 当該行為の設計仕様書及び設計図又は施行方法を明らかにする図面
 - (2) 当該景観重要建造物等の敷地及び位置並びに周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面
 - (3) 当該景観重要建造物等及び当該行為をしようとする箇所の写真
 - (4) 申請者が景観重要建造物等の所有者以外の者であるときは、当該所有者の意見書

様式第8号（第12条関係）

景観重要建造物等の所有者等変更届出書

年 月 日

（あて先）白山市長

届出者 住所
氏名
電話番号

㊟

〔景観重要建造物
景観重要樹木〕の所有者等に変更があったので、白山市景観条例第19条第1項の

規定により、次のとおり届け出ます。

建造物の名称・樹木の樹種		
建造物・樹木の所在地		
指定番号	第 号	
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更予定日	年 月 日	
変更の理由		

備考

届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。

様式第9号（第12条関係）

景観重要建造物等滅失（き損）届出書

年 月 日

（あて先）白山市長

届出者 住所
氏名
電話番号

㊟

〔景観重要建造物
景観重要樹木〕が滅失（き損）したので、白山市景観条例第19条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

建造物の名称・樹木の樹種	
建造物・樹木の所在地	
指定番号	第 号
滅失（き損）の事実が生じた日	
滅失（き損）の原因	
き損の場所及び程度（き損の場合のみ）	
滅失（き損）の事実を知った日	年 月 日
滅失（き損）の後にとられた措置その他参考となる事項	

備考

- 1 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。
- 2 滅失又はき損の概要の分かる写真等を添付してください。

様式第10号（第14条関係）

第 年 月 日 号

様

白山市長



景観重要建造物等指定解除通知書

景観法〔第27条第1項（第2項）
第35条第1項（第2項）〕の規定により、次の〔景観重要建造物
景観重要樹木〕
の指定を解除したので通知します。

建造物の名称・樹木の樹種	
建造物・樹木の所在地	
指定番号	第 号
解除年月日	年 月 日
解除の理由	

様式第 1 1 号 (第 1 6 条関係)

景観まちづくり協議会届出書

年 月 日

(あて先) 白山市長

届出者 住所
氏名
電話番号

㊟

白山市景観条例第 2 7 条第 1 項の規定により組織した団体について、同条第 2 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

景観まちづくり協議会	名 称	
	代表者の住所	
	代表者の氏名	
景観まちづくり計画の対象となる区域		別紙のとおり (h a)
景観まちづくり計画の主旨		別紙のとおり
協議会加入者数		別紙のとおり (名)
届出内容の照会先	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

備考

- 1 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。
- 2 加入者数にあつては、世帯数、法人数を記入してください。

様式第12号（第17条関係）

景観まちづくり計画提案書

年 月 日

（あて先）白山市長

提案者 住所
氏名
電話番号

㊟

白山市景観条例第28条第1項の規定により、景観まちづくり計画を策定したので、関係書類を添えて次のとおり提案します。

景観まちづくり計画の名称		
景観まちづくり計画の対象となる区域		
景観まちづくり計画の対象となる面積	h a	
景観まちづくり計画の内容	別添のとおり	
対象区域図	別添のとおり	
提案内容の照会先	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

備考

提案者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。

様式第13号（第18条関係）

景観まちづくり協定申請書

年 月 日

(あて先)白山市長

申出者 住所
氏名
電話番号

印

白山市景観条例第29条第1項の規定により、景観まちづくり協定を締結したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

景観まちづくり協定の名称		
景観まちづくり計画の名称		
協定区域の位置及び範囲を示す図面	別添のとおり	
景観まちづくり計画書	別紙景観まちづくり計画書のとおり	
住民等の合意状況	別添のとおり（ 名）（ 名／ 名） \geq 8割	
その他		
申請内容 の照会先	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

備考

申請者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。

様式第14号（第19条関係）

景観まちづくり協定変更申請書

年 月 日

(あて先)白山市長

申請者 住所
氏名
電話番号

印

白山市景観条例第30条第1項の規定により、景観まちづくり協定を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

		変 更 前	変 更 後
景観まちづくり協定の名称			
景観まちづくり計画の内容			
協定区域の位置及び範囲を示す図面		別添のとおり(ha)	別添のとおり(ha)
協定変更の合意状況		別添のとおり(名) (名 / 名) ≥ 8割	別添のとおり(名) (名 / 名) ≥ 8割
その他			
申請 内容 の照 会先	住 所		
	氏 名		
	電話番号		

備考

申請者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。

様式第15号（第19条関係）

景観まちづくり協定廃止届出書

年 月 日

(あて先)白山市長

届出者 住所
氏名
電話番号

㊟

次のとおり景観まちづくり協定を廃止したいので、白山市景観条例第30条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

景観まちづくり協定の名称		
景観まちづくり計画の名称		
協定区域の位置及び範囲を示す図面	別添のとおり	
協定廃止の合意状況	別添のとおり（ 名）（ 名／ 名）>5割	
廃止の理由		
届出内容の照会先	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

備考

届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入し、押印してください。